

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県阿蘇市

3 地域再生計画の区域

熊本県阿蘇市の全域

4 地域再生計画の目標

阿蘇市は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接している。

市域は、東西約30km、南北17kmで、面積は376.30km²。

地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されている。市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれている。これらの地域資源は、世界的に高く評価され、世界ジオパーク及び世界農業遺産に認定されている。

昭和55年からの推移を見ると、本市の人口は減少傾向にあり、昭和55年から平成27年にかけて6,986人が減少している。国勢調査によると、平成27年には27,018人、令和2年には24,930人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、令和7年の総人口は約24,000人まで減少すると想定される。一方、世帯数の合計は10,078世帯となっており、昭和55年から平成27年にかけて811世帯増加している。

年齢別に人口を見ると、平成27年における0～14歳の年少人口は3,239人で全体の12.0%。15～64歳の生産年齢人口は14,143人で全体の52.3%、65歳以上の老年人口は9,633人で全体の35.7%となっている。年齢別人口について平成7年と

平成 27 年を比較すると、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加が顕著で、少子高齢化が進行している。特に老年人口割合の推移を見ると平成 27 年は 35.7%で、昭和 55 年から 22.5 ポイント増加しており、急激に高齢化が進んでいるといえる。

自然動態をみると、2020 年には出生数は 137 人、死亡数は 2020 年には 375 人となっており、▲238 人の自然減となっている。

社会動態をみると、2020 年には転入者 870 人、転出者 1055 人となっており、▲185 人の社会減となっている。

このまま人口減少が加速すると地域コミュニティの衰退といったことが懸念される。

このため、既存の産業の育成や新産業の創出、都市機能の集積による魅力あるまちづくりを進めて、目標年次の令和 7 年には人口 25,000 人となるよう計画的に取り組む。

なお、取り組みにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 阿蘇市の産業を支え新たな雇用を創出する
- ・基本目標 2 阿蘇市への新しいひとの流れを作る
- ・基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	雇用創出数	50%	54%	基本目標 1
ア、ウ	阿蘇市への移動による転入・ 転出数	転入数 857人 転出数 961人	転入数 1,247人 転出数 1,210人	基本目標 2

	年間観光入込客数	国内 3,283,738 人 海外 15,031人	国内 4,718,610 人 海外 172,629人	
イ	阿蘇市に居住する0歳から12歳の子供を有する世帯の数	1,307世帯	1,445世帯	基本目標 3
イ、ウ	阿蘇市の人口	25,385人	25,000人	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 「経済」の活性化による地域の活力創造事業

イ 「福祉・生活」の充実による選ばれるまちの創造事業

ウ 「教育」による人材育成と郷土愛の創造事業

② 事業の内容

ア 「経済」の活性化による地域の活力創造事業

基本目標 1 及び 2 の達成を目的として、「農業」「観光」「商工業」の担い手育成・支援や地域資源を活用した新たな産業創出による「しごと」と、移住定住施策の展開による「ひと」の好循環による地域の活力創造を目指す事業。

【具体的な事業】

- ・ 移住定住総合支援の構築
- ・ 農林業従事者の担い手育成・支援

- ・農地の有効利用の促進と経営支援
- ・地域産業の育成・支援
- ・地域資源を活かした新たな観光需要の喚起と受入れ環境の強化
- ・地域循環型の新エネルギー産業の促進
- ・地域を取り込んだ草原・森林景観の維持保全活動の促進 等

イ 「福祉・生活」の充実による選ばれるまちの創造事業

基本目標 3 及び 4 の達成を目的として、人材育成を地域創生のはじまりと位置づけ、郷土に誇りを持って未来に進む若者を応援し、多様な可能性にチャレンジする人材を支援する事業。

【具体的な事業】

- ・出産、育児の負担軽減
- ・安心して子育てできる環境の充実
- ・住みやすい生活環境と交通の充実
- ・遊休公有施設の利活用
- ・地域一体となった消防、防災体制の充実
- ・広域連携による生活関連機能の強化
- ・シニア世代の健康促進と地域コミュニティの強化
- ・健康寿命の延伸 等

ウ 「教育」による人材育成と郷土愛の創造事業

基本目標 2 及び 4 の達成を目的として、子育てや福祉などの生活環境の充実と、防災など安心なまちづくりの推進により、市民の「居住」に対する満足度を高めることで、人口流出抑制と出生率向上を目指す事業。

【具体的な事業】

- ・ふるさと発見プロジェクト
- ・ふるさと応援プロジェクト
- ・選ばれる学校教育プロジェクト 等

※なお、詳細は、第 2 期阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4 の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,900,000 千円（2022 年度～2025 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

事業評価について、毎年度 8 月頃、内部評価のうえ、外部検証組織により実施予定。その後、評価結果を速やかに本市公式 W E B サイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで